

中央居宅介護支援事業所重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 079-559-1865

(FAX 079-559-5706)

営業日	月曜日から土曜日 (ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	9時00分～17時30分

* 営業時間外・営業日以外は、携帯電話に転送対応し、緊急時連絡体制をとっております。

担当者	
-----	--

ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 当事業所の概要

事業所名	三田市社会福祉協議会 中央居宅介護支援事業所
所在地	〒669-1514 三田市川除675番地
事業所の指定番号	2871200016
指定年月日	平成12年4月1日
サービスを提供する 実施地域	三田市全域 * 上記以外でも、ご希望があればご相談ください。

3 当事業所の法人概要

名称	社会福祉法人 三田市社会福祉協議会
所在地	〒669-1514 三田市川除675番地

法人種別	社会福祉法人
代表者	会長 大澤 洋一
設立年月日	昭和 49 年 4 月 17 日

4 当事業所の従業員

	員数	勤務体制
管理者	1名	常勤1名
介護支援専門員	2名以上	常勤2名以上

5 提供するサービスの内容とサービス料金

サービス内容

内容	提供方法
居宅サービス計画の作成	「居宅サービス計画」ガイドライン方式を使って利用者とともに、利用者に必要な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成します。
指定居宅介護支援事業者の選定	介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることがや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由について説明を求ることができます。
経過観察、再評価	1か月に1回以上、担当の介護支援専門員が利用者のお宅に伺って、サービス内容が適切かなどについて話し合います。
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。
要介護再認定の協力、援助	利用者が、要介護認定の変更や見直しのための認定を受けるために、申請を代わって行ったり、その他必要な援助を行います。
利用者等からの相談の対応	介護保険や介護に関することなら、なんでもご相談をお受けします。

利用者等への お願い	<p>病院等に入院しないといけない場合には、退院後の在宅生活への円滑な支援を開始するために、早期に入院先病院等と連携を図るため、入院先病院等へ担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）の名前や連絡を伝えてください。</p> <p>地域ケア会議において事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めます。</p>
質の高いケアマ ネジメントの推 進	<p>ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から以下の説明を行います。（別紙にて説明を行います）</p> <p>① 前 6 か月に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合</p> <p>② 前 6 か月に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合</p>

サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準額）

（1）居宅介護支援費（Ⅰ）

区分	取り扱い件数	要介護 1・2	要介護 3・4・5
I	45 件未満	11,620 円/月	15,097 円/月
II	45 件以上 60 件未満	5,820 円/月	7,532 円/月
III	60 件以上	3,488 円/月	4,515 円/月

（2）居宅介護支援費（Ⅱ）

ICT 活用または事務員職員の配置を行っている場合

区分	取り扱い件数	要介護 1・2	要介護 3・4・5
I	50 件未満	11,620 円/月	15,097 円/月
II	50 件以上 60 件未満	5,638 円/月	7,308 円/月
III	60 件以上	3,381 円/月	4,387 円/月

* 上記の金額には、地域加算（三田市 5 級地 7.0 %）が含まれています。

(3) 加算

初回加算	・新規に居宅サービス計画を策定 ・要介護状態区分の2段階以上の 変更認定	3,210円/月
特定事業所加算Ⅱ	主任介護支援専門員の配置、24時間 連絡可能な体制など8項目	4,504円/月
特定事業所加算Ⅲ	主任介護支援専門員の配置、24時間 連絡可能な体制など8項目	3,456円/月
医療連携加算	入院した日のうちに、医療機関に対して 情報提供を行った場合	2,675円/月
	入院した日の翌日又は翌々日に医療機 関に対して情報提供を行った場合	2,140円/月
退院・退所加算	病院または介護保険施設などから退院 (退所)時、職員と面談し、サービス計画 を作成、利用に関する調整を行った場合	I. イ 4,815円/月
	I. ロ 連携1回	I. ロ 6,420円/月
	I. イ 連携1回カンファレンス参加	II. イ 6,420円/月
	II. ロ 連携2回 内1回カンファレンス参加	II. ロ 8,025円/月
	III. 連携3回 内1回カンファレンス参加	II. ロ 9,630円/月
通院時情報連携 加算	通院時における医師等との情報共有な ど	535円/月

介護予防支援については、地域包括支援センターから委託事業として実施しています。

* 利用者が介護保険サービスを利用できる場合は、上記の報酬は直接介護保険から事業所に給付されますので、利用者の負担はありません。

* ただし、利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、利用者より料金をいただき、当事業所が発行する証明書をもって後日払い戻しとなる場合があります。

* 滞納の期間によっては、全額利用者のご負担となる場合もあります。

6 プライバシー（個人情報）の保護

当事業所がサービスを提供する際に、利用者やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議など利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、利用者の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ利用者に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

7 その他の費用

交通費	三田市内は無料です。	
	三田市外は、下記のとおり交通費をいただきます。	
	ア 事業所から 片道 5 km	200円
	イ 事業所から 片道 5 km～10 km未満	400円
ウ 事業所から 片道 10 km 以上は、5 kmまでごとに		200円加算

8 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員については、いつでも変更できます。
お気軽に事業所などにご相談ください。

9 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日でいったん終了することとなります。

ただし、有効期間の満了 1か月前までに、利用者から契約を終了する旨の申出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間まで、自動更新されます。

次の場合には、契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

介護保険施設へ入所するにあたっては、必要な支援を行います。

(2) 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合

自立と認定された場合も、地域の保健福祉サービスの情報提供など必要な支援をおこないます。

(3) 利用者が当事業所の営業ができないほど遠くに移転された場合

（4） 利用者がお亡くなりになった場合

10 解約

（1） 利用者は当事業所に対し、契約期間中であっても、解約を希望する日の7日前までにお申出いただければ、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。

* 解約の場合は、次の事業者への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日にはご注意ください。

（2） 当事業者は、利用者及びそのご家族等による法令違反、背信行為、ハラスメントがあった場合、催告を要することなく、この契約を解約することができます。

11 ハラスメント対策について

- （1） 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- （2） 利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が当事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- （3） 事業所は、利用者に対し、利用者及び事業所間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがなく、契約の目的を達するが不可能となったときは、この契約を解除します。

ハラスメントとは、次の行為を指します。

分類	内容	例
（1）身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為	ものを投げつける/つばを吐く/たたく/つねる/手を払いのける/蹴る
（2）精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為	大声を出す/怒鳴る/特定の職員にいやがらせをする/「この程度でできるが当然」と理不尽なサービスを要求する/威圧的な態度で文句を言う/無視する

(3) セクシャルハラスメント	性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為	必要もなく手や腕をさわる/抱きしめる/ヌード写真を見せる/性的な話をする/下半身を丸出しにする
(4)その他	悪質 クレームやストーカー行為、居宅介護支援業務 遂行の環境 保持への非協力など	特定の職員につきまとう/長時間の電話/利用者や家族が事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる

* 上記の内容は一例です。

それ以外でもハラスメントに該当する場合があります。

1 2 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように下記の措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 3 緊急時の対応

訪問時に状態の急変があった場合には、速やかに主治医またはご家族の指示を仰ぎ、必要に応じて救急車を手配し、同乗者がない場合は病院まで付き添います。

1 4 非常災害対策

非常災害対策については、三田市総合福祉保健センターが策定した消防計画を準用し、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

1 5 虐待の防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる

とおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を管理者として配置します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備します。
- (5) 職員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を行い、研修を通じて従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (6) サービス提供中に当該事業所職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関に通報します。

1 6 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 7 身体拘束

- (1) 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わないものとします。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

1 8 損害賠償

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、当事業所は利用者に賠償をいたします。

加入保険名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
-------	--------------------

19 情報保持・開示義務

- (1) 事業者は、利用者の情報、サービス提供の記録について、5年間保存します。
- (2) 事業者は、営業時間内にその事業所において、利用者及びその家族(契約解除した場合も含む)から申し出があった時は、利用者または第三者の不利益になる場合を除き、当該利用者に関する書類等を無料で開示します。

20 重要事項説明書に定めのない事項

この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法その他諸法令に定めるところにより、利用者又は代理人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

21 相談・苦情窓口

次のことについて、ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

- (1) 当事業所が提供するサービスについて
- (2) 居宅サービス計画・介護予防支援計画に基づいて提供している各サービスについて

三田市社会福祉協議会 中央居宅介護支援事業所 担当 平岩 聖二 西本 優奈	〒669-1514 三田市川除675番地 電話番号：079-559-1865 FAX番号：079-559-5706 受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時30分 (祝祭日、12月29日～1月3日を除く)
--	--

当事業所窓口以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口でも受け付けています。

三田市社会福祉協議会 苦情解決責任者 山口 隆司 第三者委員 梅迫 陽子・森村 恭子 向井 洋江	〒669-1514 三田市川除675番地 電話番号：079-559-1865 FAX番号：079-559-5706 受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時30分
--	--

	(祝祭日、12月29日～1月3日を除く)
三田市健康福祉部 介護保険課 認定給付係	〒669-1513 三田市三輪2丁目1番1号 電話番号：079-559-5078 FAX番号：079-563-1447 受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～16時30分 (土日祝祭日、12月29日～1月3日を除く)
兵庫県国民健康保険団体 連合会 介護サービス苦情相談窓口	〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号：078-332-5617 FAX番号：078-332-5650 受付時間：月曜日～金曜日 8時45分～17時15分 (祝祭日、12月29日～1月3日を除く)

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて
重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所 所在地 三田市川除675番地
名 称 社会福祉法人 三田市社会福祉協議会

説明者 所 属 中央居宅介護支援事業所
氏 名

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

署名代行者

住所

氏名

代理人

住所

氏名

(代理人を選定した場合)